

令和6年広審第37号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月5日18時07分

愛媛県佐田岬南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 15トン

登 録 長 11.99メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 308キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや船首寄りに操舵室、同室後方に客室をそれぞれ配し、操舵室前部中央に舵輪、その右舷側にレーダー、GPSプロッター及び機関操縦装置をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、旅客の最大とう載人員12人を超過して釣り客14人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和6年9月5日17時00分愛媛県伊方漁港を発し、佐田岬北東方沖合8海里の釣り場に向かった。

ところで、佐田岬南西方沖合には、同岬南端の南方約100メートルから西方約100メートルの範囲に水上岩を含む浅所が存在しており、平素、a受審人は、同沖合を航行する際、レーダー及びGPSプロッターにより佐田岬南端から南方に約200メートルの離岸距離を保って同浅所の南方沖合を航行していた。

a受審人は、ヘッドアップ表示1.5海里レンジとしたレーダー及び約400メートル四方を表示させたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たって佐田岬南方沖合を西行し、18時04分佐田岬灯台から122度（真方位、以下同じ。）990メートルの地点で、針路を292度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

18時05分半a受審人は、佐田岬灯台から134度490メートルの地点に達したとき、佐田岬南西方沖合の浅所が船首方420メートルのところとなり、その後同浅所に向首して接近する状況であったが、佐田岬南端までの距離を目測し、同岬南端まで約200メートルの離岸距離を保って無難に航行できるものと思い、GPSプロッター

を活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったもので、この状況に気付くことなく続航した。

こうして、a 受審人は、佐田岬南西方沖合の浅所に向首したまま進行し、18時07分佐田岬灯台から219度190メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を生じて沈没し、後に廃船処理され、釣り客8人が頭部打撲症、顔面打撲症等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、佐田岬南方沖合において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、同岬南西方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、佐田岬南方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、同岬南西方沖合の浅所に向首進行することのないよう、GPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、佐田岬南端までの距離を目測し、同岬南端まで約200メートルの離岸距離を保って無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同岬南西方沖合の浅所に向首して接近する状況に気付かずに進行して同浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じて廃船とさせ、釣り客8人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

広島地方海難審判所

審 判 官 山 岸 雅 仁